

日本小児科学会子どもの死亡登録・検証委員会

子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等に関する体制、
データベースの整備等に関する提言

日本小児科学会 子どもの死亡登録・検証委員会 委員長¹⁾、同 副委員長²⁾、同 委員³⁾、
同 オブザーバー⁴⁾、同 担当理事⁵⁾、日本法医学会⁶⁾

沼口 敦¹⁾ 仙田 昌義²⁾ 長村 敏生²⁾ 小保内俊雅³⁾ 吉村 健³⁾
木下あゆみ³⁾ 根路銘安仁³⁾ 森崎 菜穂³⁾ 安 炳文³⁾ 石倉亜矢子³⁾
梅本 正和³⁾ 小西 央郎³⁾ 村田 祐二³⁾ 伊藤友理枝³⁾ 神蘭 淳司³⁾
中林 洋介³⁾ 小川 優一³⁾ 栗原八千代³⁾ 内田 佳子³⁾ 芝野 彰一³⁾
青木 康博³⁾⁶⁾ 溝口 史剛⁴⁾ 奥村 彰久⁵⁾ 小林 正夫⁵⁾

緒 言

このたび成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律、平成30年12月14日法104号、以下「本法律」）が成立しました。本法律には「第十五条の2. 国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されます。

日本小児科学会は、2011年に子どもの死亡登録・検証委員会（以下「本委員会」）を設置し、翌2012年に「子どもの死に関する我が国の情報収集システムの確立に向けた提言書」を公開しました。そしてこれまで、死因究明システムの改善・情報収集システムの構築・小児死亡発生時のグリーフサポートの確立を含めた、予防可能な余地のある小児死亡（Preventable Death、以下「PD」）の新たな発生を減少させるための多角的包括的なシステムを、チャイルド・デス・レビュー（以下「CDR」）と呼称し、そのあり方を検討しています。

本法律の上記条文は、まさにこのような取り組みの理念が明文化されたものであり、これを具体的に進めるべき段階に入ったと認識しています。

PDを減少させることは日本小児科学会の最重要の責務の一つですが、そのためのCDRの推進は本学会員の努力のみで成し遂げられるものではなく、地域のあらゆる職種の連携が不可欠です。そこで、本学会員の皆様が上記理念を広く共有し、学術的側面ならびに臨床医学の実践者としての側面からその取り組みを支援し拡充していくことを目的に、過去の提言を踏まえ、今いちど新たな提言を行うものです。

提 言

1. 子どもの死亡に際しては、その原因および状況に関する情報の収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずる必要がある。日本小児科学会に所属する者（以下、本学会員）は、これが小児医療における重大な職務範囲であるという理念を等しく共有する必要がある。

2. 成育基本法第十五条の2に基づき実施される上記のための事業（以下、当該事業）に際して、子どもに係る医学医療の最大の担い手である本学会員は、他職種と必要な連携を図りながら、臨床医学的な視点と知見を十分に提供し支援協力する責務を有する。また当該事業の継続的な遂行において、本学会員は中心的な役割を果たし牽引することが望まれる。

3. 本学会員は、自身の関与した子どもの死亡に際して、適切な死因究明を尽くし、遺族へのサポートを行うことに加え、積極的な当事者検証を行う努力義務を負っているものと認識する必要がある。その上で、これらの責務を遂行するために必要十分な知識と技術が要求されることを自覚し、積極的に自己研鑽を積むことが望まれる。

4. 日本小児科学会は、当該事業を実効せしめるための多角的包括的なシステムとしてチャイルド・デス・レビュー制度を形成し、人事交流および情報交換など関連学会・関連諸団体等との有機的な連携や、医学的知見の収集推進等によって、その妥当性および有用性を継続的に検証することが求められる。また本学会員に対して、この実現のため求められる理念、知識、技術、自己研鑽を獲得するための十分な機会を提供していく必要がある。

